

## 函館市簡易専用水道の管理に関する事務処理要領

### (目的)

第1 この要領は、函館市簡易専用水道取扱指針（以下指針という。）の実施に関する事務処理要領を定めることにより、水道行政の円滑な運営を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

### (設置の届出)

第2 簡易専用水道の設置者（以下設置者という。）は、簡易専用水道施設を設置したとき直ちに「簡易専用水道設置届出」（別記第1号様式）により、市立函館保健所長（以下、保健所長という。）に届出しなければならない。

### (施設の確認)

第3 保健所長は前条の届出を受理した場合、当該職員をして届出のあった施設に立ち入りさせ、水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道であることを確認したのち簡易専用水道台帳に記載し、設置者に「簡易専用水道確認書」（別記第2号様式）を交付するものとする。

### (変更および廃止の届出)

第4 設置者は、第2条の届出事項を変更もしくは廃止したときは、その日から30日以内に「簡易専用水道届出事項変更届」（別記第3号様式）または「簡易専用水道廃止届」（別記第4号様式）により、保健所長に届出しなければならない。

### (検査依頼等)

第5 設置者は、指針第6に規定する検査を依頼するときは、「簡易専用水道検査依頼書」（別記第5号様式）を指針第7に規定する検査機関（以下検査機関という。）に提出するものとする。

2 指針第8ただし書きにより検査を依頼する場合で、ビル管理法による適正な管理がなされているものについては、「簡易専用水道（特定建築物に該当する施設）検査依頼書」（別記第5号様式-2）および「簡易専用水道の管理状況」（別記第5号参考様式-3）の検査項目が同表に掲げる判断基準を満たしているか否かについて作成し、同法第10条に規定する帳簿書類を添えて、検査機関に提出するものとする。

### (検査の実施と検査後の措置)

第6 指針第8の検査を行う者は、身分証明書（簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項 厚生労働省告示第262号 第一の三別記様式）を携帯し、かつ、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 検査機関は、検査終了後設置者に対し「簡易専用水道検査結果書」（別記第6号様式）および「簡易専用水道定期検査済証」（別記第7号様式）を交付するものとする。

3 前項の検査終了時に、特に衛生上問題があるとして、「簡易専用水道の管理に係る検査方法その他必要な事項 厚生労働省告示第262号(以下告示と略す。)」の第七の3の事項(下記基準)のいずれかに該当すると認められた場合は、設置者に対し直ちにその旨を保健所長へ報告するよう助言を行わなければならない。

- (1) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれの場合。
- (2) 水槽内に動物等の死骸がある場合。
- (3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合。
- (4) 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合。
- (5) マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合。
- (6) その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合。

(検査結果の報告等)

第7 前項の規定により検査機関から衛生上問題があると指摘を受け、関係機関へ報告するよう助言された当該施設の設置者は、直ちに「簡易専用水道検査不適合報告書」(別記第8号様式)に検査報告書の写しを添付の上、保健所長へ報告しなければならない。

2 検査機関は、検査結果を一ヶ月ごとに取りまとめた検査結果報告書を、四半期ごとに保健所長に報告しなければならない。

(改善指示および報告)

第8 保健所長は、法第34条の2第1項に定める管理基準または指針第8に規定する「告示の検査事項および判定基準」に適合していない当該施設の設置者に対し、「簡易専用水道衛生管理指示書」(別記第9号様式)により、改善措置を講ずるよう指示するものとする。また改善の指示を受けた当該設置者は、改善後保健所長に対して報告(別記様式第10号)しなければならない。

(給水緊急停止の報告)

第9 保健所長は、設置者が、その供給する水が人の健康を害するおそれがあると知り、水道法施行規則第55条第4号に基づき、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じた場合、給水緊急停止報告書(別記様式第11号)の提出を求めることができる。

(立入検査及び給水停止命令)

第10 衛生上特に問題があり，立入検査および給水停止命令が必要と判断したときは，すみやかに「簡易専用水道にかかる衛生上の問題に関する報告書」（別記第12号様式）により市長に報告するものとする。

2 立入検査を行う旨を，当該設置者へ通知し，速やかに立入検査を行う。

3 前項及び第8の改善指示に従わない場合において，給水停止が必要と判断されたとき，当該設置者に対し給水停止命令（別記様式13号様式）を行う。

附 則

この要領は,昭和55年4月1日から施行する。

改正 昭和61年11月 1日

改正 平成 元年 6月 1日

改正 平成 5年11月 1日

改正 平成16年 4月 1日

改正 令和 4年 4月 1日

別記第1号様式

簡易専用水道設置届出書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所

届出者 氏 名

電 話 局 番

水道法第3条第7項に規定する施設を設置したので次のとおり届け出いたします。

建築物等	名 称						
	所在地						
設置者	氏 名						
	住 所						
建築物等規模		延床面積		㎡・地上( 階)・地下( 階)			
建 築 年 次		年	月	使用年月日	年	月	日
用 途					ビル管法適用の有無	有・無	
受水槽	有効容量	× 槽・合計			材質		
	設置場所	床下・床上・( )	その他				
高置水槽	有効容量	× 槽・合計			材質		
	設置場所	床下・床上・( )	その他				
圧力タンク		台					
滅菌器		型式		注入方式	加圧式・点滴式		注入箇所
備 考							

## 簡易専用水道設置届出に必要な書類

1. 簡易専用水道設置届出書
2. 付近見取り図
3. 建物全ての平面図（地下を含む各階）
4. 系統図
5. 配管図
6. 受水槽の詳細図
7. 受水槽の構造図

## 簡易専用水道確認書

年 月 日

様

市立函館保健所長

水道法第3条第7項に規定する施設であることを下記のとおり確認したので通知する。

### 記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 施設(貯水槽)の規模

受水槽  $m^3 \times$  槽

高置水槽  $m^3$

合計  $m^3$

別記第3号様式

簡易専用水道届出事項変更届出書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所  
設置者  
氏 名  
(法人にあつては、その名称および代表者)  
連絡先 電話 ー 番

簡易専用水道届出事項について下記のとおり、変更したので届け出します。

記

- 1 建築物等の名称
- 2 建築物等の所在地 函館市 町 丁目 番 号
- 3 変更事項
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更の理由

別記第4号様式

簡易専用水道廃止届出書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住所  
設置者  
氏名

(法人にあっては、その名称および代表者)

連絡先 電話 ー 番

簡易専用水道を下記のとおり廃止したので届け出します。

記

- 1 建築物等の名称
- 2 建築物等の所在地 函館市 町 丁目 番 号
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 廃止の理由

## 簡易専用水道検査依頼書

年 月 日

登録検査機関名

様

住所

設置者

氏名

（法人にあつては、その名称および代表者）

連絡先 電話 ー 番

水道法第34条の2第2項の検査を受けたいので、検査手数料を添えて依頼します。

建築物等	所在地	
	名称	
設置者	所在地	
	氏名	
最近実施した清掃年月日		
清掃実施業者名		

簡易専用水道（特定建築物に該当する施設）検査依頼書

年 月 日

登録検査機関名

様

住所

設置者

氏名

(法人にあつては、その名称および代表者)

連絡先 電話 ー 番

水道法第34条の2第2項に基づく検査を受けるため、簡易専用水道の管理の状況を示す書類を提出します。

建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物環境衛生管理技術者氏名			
免許番号			
直営・委託の別 (○で囲む)			
建築物の用途			
受水槽の有効容量	m <sup>3</sup>	高置水槽の有効容量	m <sup>3</sup>
水槽の清掃の実施年月日	年 月 日		
清掃実施業者名			
水質検査実施年月日 (検査機関名)	項目	年 月 日 ( )	
	項目	年 月 日 ( )	

## 簡易専用水道の管理状況

別表第1 施設及びその管理の状況に関する検査

受水槽 ・ 高置水槽 用

番号	検査事項	判定基準	管理状況
1	水槽の周囲の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・清掃・修理等に支障のない空間が保たれている。</li> <li>・清潔であり,ゴミ,汚物等が置かれていない。・水槽周辺にたまり水湧水等がない。</li> </ul>	
2	水槽本体の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・清掃・修理等に支障のない形状である。</li> <li>・亀裂し,又は漏水している箇所がない。</li> <li>・雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がない。</li> <li>・水位電極部,揚水管等の接合部が固定され,防水密閉されている。</li> </ul>	
3	水槽上部の状態 (2に掲げるものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水槽上部は水たまりができない状態であり,ほこりその他衛生上有害なものが堆積していない。</li> <li>・水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていない。</li> <li>・水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備,機器等が置かれていない。</li> </ul>	
4	水槽内部の状況 (2に掲げるものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥,赤さび等の沈殿物,槽内壁又は内部構造物の汚れ,塗装の剥離等が異常に存在しない。</li> <li>・掃除が定期的に行われている事が明らかである。</li> <li>・外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていない。</li> <li>・当該施設以外の配管設備が設置されていない。</li> <li>・流入口と流出口が近接していない。</li> <li>・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められない。</li> </ul>	
5	水槽のマンホールの状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふたが防水密閉型のものであって,ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり,点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものである。</li> <li>・マンホール面は,槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。</li> </ul>	
6	水槽のオーバーフロー管の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態である。</li> <li>・管端部の防虫網が確認でき,正常であること。また,網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。</li> <li>・管端部と配水管の流入口等とは直接連結されておらず,その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。</li> </ul>	
7	水槽の通気管の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態である。</li> <li>・管端部の防虫網が確認でき,正常であること。また,網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。</li> <li>・通気管として十分な有効断面積を有するものであること。</li> </ul>	
8	水槽の水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管端部と配水管の流入口等とは直接連結されておらず,その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。</li> </ul>	
9	給水管等の状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設以外の配管設備と直接連結されていない。</li> <li>・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していない。</li> </ul>	
<p>備考                      4の項の下欄については,水槽の沈殿物がおおむね年間3センチメートルを超えない程度であること。                      9の項に係る検査については,別表第2に掲げる基準を満たしていない場合であって,原因が不明なときに必要に応じて行うこと。</p>			

## 簡易専用水道の管理状況

別表第2 給水栓における水質の検査

番号	検査事項	判定基準	管理状況
1	臭気	異常な臭気が認められないこと。	
2	味	異常な味が認められないこと。	
3	色	異常な色が認められないこと。	
4	色度	5度以下であること。	
5	濁度	2度以下であること。	
6	残留塩素	検出されること。	
<p>備考</p> <p>◎1から6の項に係る検査においては、あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水すること。</p> <p>◎1, 2, 4, 5の項に係る検査については、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)の例によること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。</p> <p>◎3の項に係る検査については、無色透明のガラス製容器(約200ミリリットル入り)に採水し、気泡等が上昇消滅した後、肉眼で黒色紙、白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。</p> <p>◎6の項に係る検査については、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水の混入による汚染等により残留塩素が消費されることに着目したものであり、検出されない場合にはその原因の究明に努めるとともに、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。</p>			

別表第3 書類の整理等に関する検査

番号	検査事項	判定基準	管理状況
1	書類の整理及び保存の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面,受水槽の周辺の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の清掃の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。</li> </ul>	
<p>備考                      水槽の清掃の記録その他の帳簿書類とは,水槽の清掃の記録,水槽の点検の記録及び給水栓における水質検査の記録等の簡易専用水道の管理についての記録をいう。</p>			

# 簡易専用水道検査結果書

様

水道法第34条の2第2項の規定に基づき検査を実施したところ、その結果は次の通りです。

登録番号厚生労働大臣登録検査機関第 号  
 検査機関  
 所在地  
 電話番号 ( )  
 調査員

調査年月日 年 月 日

建築物の名称		容量	材質・槽	設置場所・形
所在地	函館市 町 丁目 番 号	受水槽	m <sup>3</sup>	槽
設置者		高置水槽	m <sup>3</sup>	槽

1. 施設及びその管理状況に関する検査

判定：適=○，不敵=×

検査事項	判定基準	受水槽		高置水槽	
1. 水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1		31	
	清潔であり、ゴミ、汚物等が置かれていないこと。	2		32	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3		33	
2. 水槽本体の状況	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4		34	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5		35	
	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。	6		36	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されている。	7		37	
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他の衛生上有害なものが堆積していないこと。	8		38	
	水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。	9		39	
	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10		40	
4. 水槽内部の状況	汚泥、赤さび等の沈殿物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11		41	
	掃除が定期的に行われている事が明らかであること。	12		42	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13		43	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	14		44	
	流入口と流出口が近接していないこと。	15		45	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16		46	
5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	17		47	
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	18		48	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	19		49	
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	20		50	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	21		51	
	網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	22		52	
	管端部と配水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	23		53	
7. 水槽の通気管の状態	管端部と配水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	24		54	
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	25		55	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	26		56	
	網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	27		57	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	28		58	
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と配水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	29		59	
	管端部と配水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	30		60	
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。			61	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。			62	

2. 給水栓における水質の検査

検査事項	判定基準	給水栓水	判定
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	異常なし	63
11. 味	異常な味が認められないこと。	異常なし	64
12. 色	異常な色が認められないこと。	異常なし	65
13. 色度	5度以下であること。	度	66
14. 濁度	2度以下であること。	度	67
15. 残留塩素	検出されること。	mg/l	68

2. 書類の整理等に関する検査

16. 書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周辺の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の清掃の記録その他の書類の適切な整理及び保管がなされていること。	69	
------------------	---	----	--

備考

---



---



---

水道法第34条の2第2項にもとづく

簡易専用水道検査

検査済証

検査日

年 月 日

次期検査

年 月 まで

厚生労働大臣登録検査機関  
登録番号 第 号

(登録検査機関名)

## 簡易専用水道定期検査不適合報告書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住所  
届出者 氏名  
電話番号

水道法第34条の2第2項の検査の結果、不適合となり、下記の事項で、検査機関より衛生上の問題があるとして指摘されましたので、別添の検査結果書とあわせて報告いたします。

1. 建築物の名称
2. 所在地 函館市 町 丁目 番 号
3. 設置者名
4. 「特に衛生上の問題」として指摘された事項（該当箇所には○をつけること）
  - (1) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれの場合。
  - (2) 水槽内に動物等の死骸がある場合。
  - (3) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合。
  - (4) 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合。
  - (5) マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合。
  - (6) その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合。

( )

5. 指摘事項に対して講じた措置

措置内容

措置した年月日

年 月 日

措置後の検査実施日及び検査結果（検査結果書も添付すること）

検査実施日 年 月 日

検査結果 適正 ・ 不適正

函保生 第 号

簡易専用水道衛生管理指示書

年 月 日

様

函館市長

年 月 日に水道法（以下法という）第39条に基づき貴施設を調査した結果、法第34条の2および水道法施行規則第55条、第56条の管理基準および検査判定基準に適合していません。

よって、水道法第36条第1項に基づき、下記の期日までに改善措置を講ずるよう指示します。

また、改善措置の状況及び改善措置終了後、速やかに本指導書（写しでも可）に検査機関による検査結果書を添付の上報告すること。

なお、この指示に従わない場合、法第37条に基づく給水停止命令を出す場合がありますので念のため申し添えます。

1. 建築物名

2. 建築物の所在地

3. 改善措置期限 年 月 日

4. 指示事項

以 上

## 簡易専用水道衛生管理改善措置報告書

年 月 日

函 館 市 長 様

住所

氏名

年 月 日付けであった改善指示のあったこのことについて、次のように措置を講じたので報告します。

### 記

1, 措置を講じた年月日

年 月 日

2, 講じた措置の内容

3, 措置後の検査実施日及び検査結果（検査結果書も添付すること）

検査実施日 年 月 日

検査結果 適正 ・ 不適正

簡易専用水道給水緊急停止報告書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所

氏 名

水道法施行規則第55条第4号の規定により、給水の緊急停止を行いましたので、下記の通り報告します。

記

1. 施設名称

2. 停止した年月日

年 月 日

3. 停止の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

4. 停止理由

5. 緊急停止に対して講じた（ずる）改善措置

措置した（ずる）年月日

年 月 日

講じた（ずる）措置内容

措置後の検査実施日及び検査結果（検査結果書も添付すること）

検査実施日 年 月 日

検査結果 適正 ・ 不適正

## 簡易専用水道に係る衛生上の問題に関する報告書

年 月 日

函館市長 様

市立函館保健所長

このことについて、当該設置者より水道法第34条の2第2項の規定による簡易専用水道の検査結果の報告があり、特に衛生上の問題がありましたので、下記の通り報告いたします。

### 記

1. 建築物等

名称

所在地

2. 設置者

氏名

住所

3. 検査実施日

年 月 日

4. 「特に衛生上の問題」としての指摘事項

5. 当該簡易専用水道及び設置者に対して行う事項

6. その他

## 簡易専用水道給水停止命令書

住所 函館市 町 丁目 番 号  
氏名 様

水道法第37条の規定により、 年 月 日付けより下記建築物の簡易専用水道の給水停止を命じます。詳細については下記の通り。この命令は、水道法第36条第3項に基づく改善指示（ 年 月 日通知済 函保生第 号）の履行が確認されなければ、解除されません。

なお、この命令に違反し、給水の停止を行わなかった場合、水道法第53条第9号の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される場合があります。

年 月 日

函館市長

### 記

1. 建築物名

2. 建築物の所在地 函館市 町 丁目 番 号

3. 給水停止開始日 年 月 日

4. 給水停止理由

水道法第36条第3項違反

（改善指示を受けても改善措置を講じていない）

### 教示

- この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に異議申し立てをすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による異議申し立てをしたときは、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、函館市（訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。）を被告として、函館地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。